徳島県告示第五百六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のと

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

おり届出があった。

令和二年八月四日

指定介護予	定介護予防サービス事業者	指定介護予防サー	指定介護予防サービス事業を行う事業所	サービスの	廃止の届出	廃止
名称	所 在 地	名称	所 在 地	種類	の受理日	年月日
株式会社和	八番地一統島市北常三島町二丁目四	訪問看護ステー ショ	八番地一徳島市北常三島町二丁目四	問看 護 所 訪	令和二年三月 三十一日	三十日 一年六月
式会社	地一香川県高松市中新町一一番	ステイ沖洲	六一号 北沖洲二丁目一一番	介護所生活	二十八日五月	同
有限会社坂本電器	番地四	有限会社坂本電器	番地四	祉用具貸与 介護予防福	十三日	同
				販売 防福祉用具 見	同	同